

## 令和8年度高知県日本語学習支援事業委託業務仕様書

### 1. 業務の目的

本県の在住外国人数は年々増加しており、産業や地域社会の担い手としての期待が高まるなか、今後も増加が見込まれている。一方で、令和9年度からは新たな「育成就労制度」が創設され、将来転籍制限が緩和されることで外国人がより労働条件の良い地域に流出する可能性がある。「選ばれる高知県」となるためには、外国人を地域社会の一員として受け入れ、多様な文化を尊重した活力ある共生社会を実現させることが必要である。

特に、日常生活を円滑に送るための日本語能力を身に付ける環境整備は重要である。

現在、県内では一部地域で地域日本語教室が開設されているが、全ての地域をカバーできていないことに加え、開設時間が限られている。そのため、県内在住の外国人が時間や場所にとらわれず、自らのレベルに応じて学習できるよう、eラーニングによる日本語学習機会を提供することを目的とする。

### 2. 業務の履行期間

契約日から令和9年2月28日まで

(ただし、事業が完了した場合はその期間まで)

### 3. 業務概要

本事業の概要は以下のとおりとする。

#### (1) 日本語eラーニング利用期間(予定)

令和8年6月～令和8年11月(6ヶ月間を想定)

開始日及び終了日は別途協議により決定する。

#### (2) ライセンス数

受講者ライセンス: 250

学習支援者ライセンス: 70

#### (3) 対応言語(全コンテンツ対応)

やさしい日本語、英語、ベトナム語、インドネシア語、ミャンマー語

ただし、委託開始時点で全てのコンテンツでの上記言語対応が付加の場合は契約期間内のコンテンツ拡充計画を県に提出すること。

#### (4) 想定利用者

##### ① 受講者

県内在住の外国籍を有する、日本語学習を必要とする方(ただし、日本語学習を目的とした留学生等を除く)

##### ② 学習支援者

外国人技能実習生監理団体、外国人従業員雇用者、学校教員、学習者の家族、日

## 本語教室講師等

### 4. 主な運営業務

#### (1) eラーニング講座の提供

##### ①学習コンテンツ

- (ア) 受講者が自身の日本語能力レベルを測定・確認できる機能を提供すること。
- (イ) ひらがな、カタカナ、発音、漢字、会話の聞き取り、会話表現、語彙、文法などを学べること。
- (ウ) 初級者向けに、ひらがな・カタカナ・日常会話等の基礎的な学習内容を提供すること。
- (エ) 受講者が自由に選択し、繰り返し学習できること。
- (オ) 継続的な学習を促し、日本語能力の向上を図る工夫がされていること。
- (カ) パソコン、スマートフォン及びタブレット等の情報通信端末での受講に対応した専用アプリで提供すること。想定するブラウザの動作環境は、以下のとおりとする。

##### 【動作保証環境】

	パソコン	スマートフォン・タブレット
OS	Windows 10 以上	iOS / iPadOS Android
ブラウザ	Microsoft Edge Google Chrome Firefox	Mobile Safari Google Chrome

##### ②受講管理

- (ア) 県は全ての学習者の学習状況を閲覧・出力できること。
- (イ) 学習支援者は申請した学習者の学習状況を閲覧できること。
- (ウ) 県および学習支援者向けの操作マニュアルを作成すること。

#### (2) システム運用・管理

##### ①システム準備・改修

eラーニングシステムの準備・設定、必要に応じたカスタマイズ・機能追加を行うこと。

##### ②ネットワーク・アプリ運営管理

サーバー・ネットワークの監視・保守、定期的なメンテナンスおよび障害対応を行うこと。

##### ③データ管理（バックアップ・リストア）

定期的なバックアップの実施と、データ損失時のリストア対応を行うこと。

##### ④セキュリティ対策

業務の実施にあたっては「高知県情報セキュリティポリシー」(以下、「セキュリティポリシー」という)を遵守すること。特に、セキュリティポリシーの P.6「第7条(7)」および P.23「(3)委託事業者に対する説明」の内容について了知のうえ、個人情報の管理を厳重に行うこと。

(3) ユーザーサポート

①ヘルプデスクの運営

(ア) 受付時間は、土日・祝日・年末年始を除く平日の午前10時から午後5時までとする。

(イ) 受講者・学習支援者の問い合わせ対応。

(ウ) 受講者個別にログインID・パスワード等の発行・管理を行うこと。

②利用申請フォームの多言語対応

日本語・英語・ベトナム語・インドネシア語・ミャンマー語に対応すること。

③プッシュ通知機能

学習者に対し、アプリ上で通知することができるプッシュ通知機能を備え、以下の運営を実施すること。ただし、委託開始時点で対応が不可の場合は委託契約期間内の機能拡充計画を県に提出すること。

(ア) 学習促進のリマインダー送信

(イ) システムのお知らせ通知

(ウ) 県からのお知らせ通知(オンライン文化講座開催など)

(4) 広報・普及活動

①広報素材の作成

チラシ・パンフレット等のデザインデータを納品すること。

②ホームページの運用

学習者の学習時間ランキング及び県からのお知らせを掲載すること。

③システムの周知

伴走支援方法や学習方法を周知すること。

(5) 研修・説明会

①申し込み説明会の実施

県内の監理団体・学校教育機関・企業等を対象に県が実施する説明会に参加し、システムの操作方法及び登録支援を実施すること(最低3回)。

②県担当者との事前打ち合わせ

運用開始前の調整および必要なシステム改修を行うこと。

(6) 利用者アンケートの実施と改善対応

①フィードバック収集

契約期間内にアンケートを実施し、必要に応じてシステム改善を行うこと。

(7) 報告書の提出

①月次報告書

前月の利用者数・利用企業数、作業内容等の報告を毎月 10 日までに報告すること。また県から求められた事項について、その都度調査・集計し、速やかに報告すること。

②業務完了報告書

受講者数や修了者数などを含む報告書を提出すること。

(8) その他関連業務

①テスト環境の整備と変更管理

②システム改修前の事前検証を行うこと。

③安定稼働を確保し、発注者へ適宜報告すること。

5. その他

- (1) SCORM 技術資格保有者、情報処理技術者資格取得者、PHP・MySQL の開発経験 3 年以上の要員を配置すること。
- (2) 当該業務で知り得た企業や個人に関する情報の管理について、紛失や漏洩等が発生しないよう、取り扱いに十分に注意すること。
- (3) 業務遂行にあたっては、「個人情報等取扱特記事項」を遵守すること。
- (4) 成果物の著作権は発注者に帰属し、発注者において自由に二次利用（印刷物の制作、ホームページの掲載等）できるものとする。
- (5) 成果物の一部に第三者が権利を有する著作物を使用する場合は、所有権、著作権、利用権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うものとする。
- (6) 本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、受託者は発注者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (7) 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (8) 本仕様書に明示無き事項や業務上の疑義が生じた場合には、両者協議のうえ業務を進めること。